

決議案第 2 号

武藤俊宏議員に対する問責決議

このことについて、綾瀬市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により、次のとおり提出する。

令和 6 年 5 月 1 5 日提出

提出者	綾瀬市議会議員	安 藤 多恵子
賛成者	同	畑 井 陽 子
同	同	上 田 博 之
同	同	福 田 久美子
同	同	越 川 好 昭
同	同	成 田 龍 二

武藤俊宏議員に対する問責決議

武藤俊宏議員は本年３月の本会議において、古市正議長の不信任決議への質疑と反対討論の際に、市民の真意を真逆に捉えて引用し発言したことが判明した。

不信任決議の質疑の際の発言では「この議案もね、否決してほしいまでおっしゃっておられました」、反対討論の際には「否決してください、このような言葉もいただきました」と二度にわたり発言している。

この発言については、当該市民も訂正を求めている。

本来、議員の言動は常に社会的責任の重さや社会的影響の大きさを伴うものであり、議会でのこのような不見識な発言を放置しておくことは、綾瀬市議会や議会議員に対する信頼を著しく損なうものである。

武藤俊宏議員は議会に対し、謝罪と訂正をいまだに行っていない。

武藤俊宏議員の市民の発言を真逆に歪曲した行為は、議会の秩序及び品位を損なうものであり、綾瀬市議会として看過できない。

よって、武藤俊宏議員に対し、訂正と謝罪を求め、議員としての責任を強く問うものである。

以上、決議する。

令和６年５月１５日

綾 瀬 市 議 会

（提案理由）

武藤俊宏議員に対し、訂正と謝罪を求め、議員としての責任を強く問うため提案する。